

第七十六回国 参議院環境委員会 會議録 第三号

平成二十二年十一月二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十一日 小川 勝也君 補欠選任 一川 保夫君

十月二十二日 川合 孝典君 補欠選任 小川 勝也君

十一月二日 川合 孝典君 補欠選任 小川 勝也君

水野 賢一君 補欠選任 柴田 巧君

市田 忠義君 補欠選任 大門実紀史君

出席者は左のとおり。

委員長 北川イッセイ君

理事 轟木 利治君 山根 隆治君 有村 治子君 川口 順子君

委員 小川 勝也君 大石 尚子君

白 眞敷君 平田 健二君 福田 哲郎君

松野 信夫君 鈴木 政二君 谷川 秀善君

中川 雅治君 加藤 修一君

柴田 巧君 大門実紀史君 亀井重紀子君

副大臣 環境 大臣 松本 龍君

環境 副大臣 近藤 昭一君

事務局側 常任委員会専門 山下 孝久君

本日の会議に付した案件

○環境及び公害問題に関する調査

(生物の多様性に関する条約第十回締約国会議の結果に関する件)

○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(北川イッセイ君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

本日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として大門実紀史君が選任されました。

○委員長(北川イッセイ君) 環境及び公害問題に関する調査のうち、生物の多様性に関する条約第十回締約国会議の結果に関する件を議題といたします。

本件について松本環境大臣から報告を聴取いたします。松本環境大臣。

○国務大臣(松本龍君) 十月十八日から二十九日まで愛知県名古屋市において、生物の多様性に関する条約第十回締約国会議、COP10が、百七十九の締約国と国際機関やNGO等のオブザーバー

も合わせ、およそ一万三千人が参加して開催され、私が議長を務めました。この会議の結果について御報告いたします。

会議の大きな成果として、生物多様性に関する新たな世界目標であるいわゆるポスト二〇一〇年目標(愛知目標)と、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分、いわゆるABSの名古屋議定書の合意が挙げられます。

特に名古屋議定書に関しては、条約制定以来議論が続けられてきた条約の三番目の目的を達成するための法的拘束力のある国際的枠組みが採択されたものであり、生物多様性条約にとって新たな時代の幕開けとなったと言えます。

また、これら以外にも、保護地域や持続可能な利用など、今後の地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進める上で重要な合計四十七の決定が採択されました。

二〇一〇年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるとしたこれまでの目標が達成されず、生物多様性の損失がこれまでにない速度で続いている危機的な状況の中で、ポスト二〇一〇年目標について、日本から提案した自然との共生という考え方を長期目標に反映させ、また、意欲的かつ現実的な短期目標や具体的な数値が一部盛り込まれた個別目標が空白期間を設けることなく採択できたことは、今後の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進にとり大きな意味があると考えます。

ABSについては、各国閣僚等から合意に向け強い期待が示される一方、事務レベルでの交渉が進展しなかったことから、閣僚級の協議を開催し、事務レベルでの議論に政治的ガイダンスを与えることとしました。しかし、政治的ガイダンスが出されても事務レベルでは合意を見出すことができませんでした。このため、名古屋で何として

も議定書に合意すべき、あるいは合意してほしいという各国閣僚等の思いを酌み上げ、私から議定書の議長案を各地域代表の閣僚等に対して提示いたしました。そして、この議長案を基にこれらの閣僚等と議論すること等によりようやく合意に達し、全体会合で採択することができました。

名古屋議定書の採択は、今後の遺伝資源へのアクセスと利用の改善の基礎をつくり、生物多様性の保全と人類の福利の向上という、遺伝資源の提供国と利用国の両者にメリットを与える制度になるものとして期待されます。

今後重要なことは、新たな目標に基づき、各国が国家戦略をつくり、具体的な施策を実施することであり、また、名古屋議定書についても各国が早期に批准し、議定書を発効させ、適切に運営していくことです。

我が国は今後二年間議長国として、今回決定された事項の円滑かつ着実な執行に取り組んでいく考えです。また、国内の生物多様性に係る施策についても会議の決定を踏まえ、充実させていく必要があると考えています。

私は、今回のCOP10の成果は、世界の人々の自然や生き物に対する思いが結集した結果ではないかと思えます。そして、世界中の人々のこうした気持ちに感謝するとともに、その思いを大切に、国内外の生物多様性の保全と持続可能な利用の進展に向け、全力で取り組みたいと考えております。引き続き御支援をお願いいたします。

○委員長(北川イッセイ君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(北川イッセイ君) 次に、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。松本環境

大臣。

○國務大臣(松本龍君) たいま議題となりまし  
た地域における多様な主体の連携による生物の多  
様性の保全のための活動の促進等に関する法律案  
につきまして、その提案の理由及び内容を御説明  
申し上げます。

生物の多様性は、私たちの生存基盤であり、そ  
の恵みによって社会経済が成り立っているもので  
す。一方、生物の多様性は、担い手の減少による  
里地里山の劣化や外来種の影響等により深刻な危  
機に直面しています。

このような状況の中、一昨年、豊かな生物の多  
様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受で  
きる自然と共生する社会の実現を図る生物多様性  
基本法が制定され、国は、多様な主体の連携及び  
協働による生物の多様性の保全のための活動を促  
進するための必要な措置を講ずるものとされてい  
ます。また、折しも本年十月、我が国において生  
物多様性条約第十回締約国会議が開催され、現  
在、国内外において生物の多様性の保全に関する  
機運が高まってきております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、地域にお  
ける多様な主体が有機的に連携して行う地域の特  
性に応じた生物の多様性の保全のための活動を促  
進するため、地域連携保全活動基本方針の策定及  
び市町村が作成する地域連携保全活動計画につい  
て定め、同計画に基づく活動について関係法令の  
適用の特例等の措置を講じようとするものであり  
ます。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。  
第一に、本法律案の目的は、地域における多様  
な主体が有機的に連携して行う生物多様性の保全  
のための活動を促進するための措置等を講じ、も  
つて豊かな生物の多様性を保全することとして  
おります。

第二に、主務大臣は、地域連携保全活動基本方  
針を定めなければならないこととしております。  
第三に、市町村は、地域連携保全活動基本方針  
に基づき、特定非営利活動法人等が行う地域連携

保全活動の促進に関する計画を作成することがで  
きることにするとともに、計画作成に必要な手続  
を規定しております。  
第四に、地域連携保全活動計画に従って行われ  
る行為について、自然公園法、森林法、都市緑地  
法等の規定の特例を定めております。  
第五に、国及び地方公共団体は、地域連携保全  
活動に関し、情報の提供・助言その他の必要な援  
助を行うよう努めることとしております。  
以上が本法律案の提案の理由及びその内容であ  
ります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同く  
ださいますようお願い申し上げます。  
○委員長(北川イッセイ君) 以上で趣旨説明の聴  
取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま  
す。

○委員長(北川イッセイ君) この際、委員の異動  
について御報告をいたします。  
本日、水野賢一君が委員を辞任され、その補欠  
として柴田巧君が選任されました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午前十時九分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地球温暖化抑止のための国内対策の抜本的  
転換に関する請願(第一四四号)

第一四四号 平成二十二年十月十九日受理  
地球温暖化抑止のための国内対策の抜本的転換に  
関する請願  
請願者 大阪市東住吉区田辺四ノ九ノ二二  
黒田妙子 外二百十五名  
紹介議員 市田 忠義君

予測している。大量生産・大量消費・大量廃棄社  
会を変え、温室効果ガス排出量を削減すること  
は、人類的課題であり、世界は様々な努力を始め  
ているが、日本は先進国の中でも後れている。地  
球温暖化抑止に向けて国内対策の抜本的転換が必  
要であり、政府の取組を義務付ける法律を制定す  
ることも必要である。  
ついては、次の措置を採らねばならない。  
一、日本政府として、二〇二〇年までに温室効果  
ガスの三〇％削減を明確にした中期目標を確立  
すること。  
二、日本の温室効果ガスの圧倒的な部分を占める  
産業界と政府との間で削減の期限と目標を明確  
にした公的協定など実効ある対策を採ること。  
三、石油・石炭など化石燃料偏重・原発頼みのエ  
ネルギー対策から、自然エネルギー重視へと抜  
本的な転換を図ること。  
四、地球温暖化防止の人類的課題にこたえる産業  
構造、国民経済、生活への転換目指し、政府は  
十分な取組を行うこと。

十一月一日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地域における多様な主体の連携による生物  
の多様性の保全のための活動の促進等に関す  
る法律案  
地域における多様な主体の連携による生物の  
多様性の保全のための活動の促進等に関する  
法律案  
地域における多様な主体の連携による生物  
の多様性の保全のための活動の促進等に関  
する法律

(目的)  
第一条 この法律は、生物の多様性が地域の自然  
的社会的条件に依りて保全されることの重要性  
にかんがみ、地域における多様な主体が有機的  
に連携して行う生物の多様性の保全のための活  
動を促進するための措置等を講じ、もつて豊か

な生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民  
の健康で文化的な生活の確保に寄与することを  
目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「生物の多様性」とは、  
生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)  
第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。  
2 この法律において「地域連携保全活動」とは、  
生物の多様性をはくむ生態系に被害を及ぼす  
動植物の防除、生物の多様性を保全するために  
欠くことのできない野生動物植物の保護増殖、生  
態系の状況を把握するための調査その他の地域  
における生物の多様性を保全するための活動で  
あつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域  
における多様な主体が有機的に連携して行うも  
のをいう。  
(地域連携保全活動基本方針)  
第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に  
関する基本方針(以下「地域連携保全活動基本方  
針」という。)を定めなければならない。  
2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる  
事項を定めるものとする。  
一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事  
項  
二 地域連携保全活動の促進のための施策に関  
する基本的事項  
三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成  
に関する基本的事項  
四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の  
地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事  
項  
五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全  
活動の促進に関する重要事項  
3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基  
本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との  
調和が保たれたものでなければならない。  
4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定  
めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

(地域連携保全活動計画の作成等)

4 市町村は、単独で又は共同して、地域連携保全活動基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画(以下「地域連携保全活動計画」という。)を作成することができる。

2 地域連携保全活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域連携保全活動計画の区域

二 地域連携保全活動計画の目標

三 第一号の区域において市町村又は生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれに準ずる者として主務省令で定めるもの(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項

四 前号の地域連携保全活動に係る国又は都道府県との連携に関する事項

五 計画期間

3 地域連携保全活動計画に特定非営利活動法人等が行う地域連携保全活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

4 地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等は、当該地域連携保全活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該地域連携保全活動に係る事項をその内容を含む地域連携保全活動計画の作成についての提案をすることができる。

5 前項の提案を受けた市町村は、当該提案を踏まえた地域連携保全活動計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした特定非営利活動法人等に通知するよう努めなければならない。

6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第二号に規定する国立公園(第六号において「国立公園」という。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第三項の許可又は同法第三十三條第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可、同法第二十八條第一項の届出又は同法第三十条において読み替へて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)の同意を要する行為

三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十七條第四項の許可、同法第三十九條第一項の届出又は同法第五十四條第二項(同法第三十七條第四項に係る部分に限る。)の同意を要する行為

四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第七項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

7 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為が第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかに

該当する場合にあつては、その同意を得なければならない。

一 自然公園法第二条第三号に規定する国定公園(第六条において「国定公園」という。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二條第一項の届出を要するもの

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第七項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

三 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十一号)第八条第一項の届出又は同法第十四條第一項の許可を要する行為

四 都市緑地法第八条第七項後段若しくは第十八條第四項の規定による通知又は同法第八項後段の規定による協議を要する行為

8 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。

9 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、次条第一項の地域連携保全活動協議会が組織されているときは、当該地域連携保全活動計画に記載する事項について当該地域連携保全活動協議会における協議をしなければならない。

10 生物多様性基本法第十三條第一項の生物多様性地域戦略を定めている市町村は、地域連携保全活動計画を作成するに当たっては、当該生物多様性地域戦略との調和を保つよう努めなければならない。

11 地域連携保全活動計画は、第二項第三号に掲げる事項に森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定す

る民有林における森林の施業が含まれるときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

12 市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該地域連携保全活動計画を公表するよう努めなければならない。

13 第三項から前項までの規定は、地域連携保全活動計画の変更について準用する。

(地域連携保全活動協議会)

第五条 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動計画の作成に関する協議及び地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「地域連携保全活動協議会」という。)を組織することができる。

2 地域連携保全活動協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村

二 地域連携保全活動計画に記載しようとする地域連携保全活動を行うと見込まれる特定非営利活動法人等

三 前二号に掲げる者のほか、第十三條の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他の市町村が必要と認める者

3 地域連携保全活動協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の第十三條の地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者及び関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域連携保全活動協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域連携保全活

動協会の運営に必要事項は、地域連携保全活動協議会が定める。

(自然公園法の特例)

第六条 地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者(以下「地域連携保全活動実施者」という。)が国立公園又は国立公園の区域内において当該地域連携保全活動計画に従って自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 地域連携保全活動実施者が国立公園又は国立公園の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法第三十条第三項及び第二十二條の規定は、適用しない。

(自然環境保全法の特例)

第七条 地域連携保全活動実施者が自然環境保全法第二十二條第一項の規定による自然環境保全地域(次項において「自然環境保全地域」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第二十五條第四項又は第二十七條第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 地域連携保全活動実施者が自然環境保全地域の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然環境保全法第二十八條第一項及び同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一條第一項後段(同法第二十五條第四項又は第二十七條第三項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律の特例)

第八条 地域連携保全活動実施者が絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十六條第一項の規定による生息地等保護区以下(生息地等保護区という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第三十七條第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十九條第一項及び第五十四條第二項(同法第三十七條第四項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第九条 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九條第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同法第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(森林法の特例)

第十条 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項の規定は、適用しない。

(都市緑地法の特例)

第十一条 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定による特別緑地保全地区(次項において「特別緑地保全地区」という。)の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四條第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第十四條第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等)

第十二條 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別保護地区のうち、同法第二十一條第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域  
二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十七條第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域  
三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八條の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九條第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域  
(地域連携保全活動支援センター)

第十三條 地方公共団体は、地域連携保全活動を行うおととする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあつせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保しよう努めるものとする。

第十五條 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。  
3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。  
2 主務大臣は、前項の基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。  
(検討)  
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。